

日行連発第1674号  
令和7年3月12日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

地域計画策定に係る農林水産省からのお知らせについて（周知）

今般、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村において令和7年3月末までに「人・農地プラン」が法定化された「地域計画」を策定することが義務付けられました。

地域計画とは、農業者をはじめ地域の関係者の話し合いによって地域農業の今後の方針などを定める将来設計図であり、10年後に農地を利用する耕作者を明確化した目標地図も併せて公表されます。これらは、毎年ブラッシュアップされ、適宜変更手続きも実施されていきます。

地域計画は、農地法関連業務にも大きな影響を与え、地域計画の達成に支障を及ぼす農地転用を行う場合は、変更手続きを経なければなりません。したがって、地域計画変更手続き、農振除外手続き、農地転用許可申請手続きがそれぞれ必要となるケースも考えられます。

各単位会におかれましては、会員に対し、農業委員会等と十分に事前打合せを行い、業務に取り組みられることを周知していただきたくようお願い申し上げます。

**【添付】**

- ・地域計画変更マニュアル
- ・パンフレット「地域農業を守ろう」